（大麻草採取栽培者名簿の記載事項）

第三条　法第六条第一項に規定する大麻草採取栽培者名簿に登録すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一　登録番号及び登録年月日

二　住所地、氏名又は名称及び生年月日（法人又は団体であるときは、その業務を行う役員の氏名を含み、生年月日を除く。）

三　栽培地の数、位置及び面積

四　業務上大麻を取り扱う事務所の位置

五　栽培目的

六　免許に付した条件

七　免許証の再交付の事由及び年月日

八　法第十二条の三第二項の規定による登録の抹消の事由及び年月日

（大麻草採取栽培者の報告）

第四条　法第九条の報告をしようとする大麻草採取栽培者（免許の有効期間が満了した者を含む。）は、別記第二号様式による報告書を都道府県知事に提出しなければならない。

（帳簿の記載事項）

第五条　法第十条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める事項は、採取した大麻草の繊維の数量とする。

（大麻の廃棄方法）

第六条　法第十二条第一項の厚生労働省令で定める方法は、焼却、埋却その他の大麻を回収することが困難な方法とする。

（事故が生じたときの届出事項）

第七条　法第十二条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出をしようとする者の氏名及び住所（法人又は団体であるときは、その名称、業務を行う役員の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　免許証の番号、免許年月日及び免許証の種類

三　栽培地及び業務上大麻を取り扱う事務所の位置

四　事故発生の状況

（免許の取消し等の届出）

第八条　法第十二条の四第一項の規定による届出をしようとする者は、別記第三号様式による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

2　法第十二条の四第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出をしようとする者の氏名及び住所（法人又は団体であるときは、その名称、業務を行う役員の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　免許証の番号、免許年月日及び免許証の種類

三　免許の取消しを受けようとする理由及びその年月日

四　現に所有する大麻草の繊維の数量

3　法第十二条の四第三項の規定による届出をしようとする者は、別記第四号様式による届出書を都道府県知事に提出しなければならない。

4　法第十二条の四第三項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　届出をしようとする者の氏名及び住所（法人又は団体であるときは、その名称、業務を行う役員の氏名及び主たる事務所の所在地）

二　免許証の番号、免許年月日及び免許証の種類

三　栽培地の所在地及び名称

四　現に管理する大麻草の繊維の数量

5　法第十二条の四第三項に規定する者が当該大麻草を栽培し、又は当該大麻を所持しようとするときは、法第五条第一項又は法第十三条第一項の規定により大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の免許を受けなければならない。

（大麻草研究栽培者の免許の申請）

第九条　法第十三条第一項の規定により大麻草研究栽培者の免許（以下この項において単に「免許」という。）を受けようとする者は、別記第一号様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、栽培地を管轄する地方厚生局長（以下「地方厚生局長」という。）に提出しなければならない。

一　免許を受けようとする者の略歴を記載した書類、住民票の写し及び公の機関が発行した身分証明書若しくは資格証明書で写真を貼り付けたもの又はその他地方厚生局長がこれらに準ずるものとして特に認めるもの

二　免許を受けようとする者に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬中毒者であるかないかに関する医師の診断書

三　免許を受けようとする者が法第十三条第二項において準用する法第五条第二項各号（第七号を除く。）のいずれにも該当しない旨の宣誓書

四　栽培地の登記事項証明書

五　栽培地の区域を示す図面

六　栽培地が自己の所有に属しないときは、その所有者の同意書、賃貸借契約書の写しその他の免許を受けようとする者が栽培地を使用することができる旨を証明する書類

七　免許を受けようとする者が現に大麻草栽培者であるときは、当該免許証の写し

八　研究計画書

九　業務上大麻を取り扱う事務所の位置及び構造を示す図面及び写真

2　第二条、第三条及び第五条から前条までの規定は、大麻草研究栽培者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条（見出しを含む。）	法第五条第二項第五号	法第十三条第二項において準用する法第五条第二項第五号
第三条（見出しを含む。）	大麻草採取栽培者名簿	大麻草研究栽培者名簿
	法第六条第一項	法第十三条第二項において準用する法第六条第一項
第三条第二号	生年月日（法人又は団体であるときは、その業務を行う役員の氏名を含み、生年月日を除く。）	生年月日
第三条第五号	栽培目的	研究目的
第三条第六号	免許	大麻草研究栽培者の免許（第九条第二項において準用する第八条第五項を除き、以下単に「免許」という。）
第三条第八号	法第十二条の三第二項	法第十七条第一項において準用する法第十二条の三第二項
第五条	法第十条第一項第四号	法第十七条第一項において準用する法第十条第一項第四号
	採取した大麻草の繊維の数量	研究のため使用した大麻の品名及び数量並びに使用した年月日